

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況  
【同一所管公益法人等との契約】

(法人名：独立行政法人酒類総合研究所)

件数	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、 機関及び種別又は物品役 務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並 びにその所属する部局 の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約 種類	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型 区分	備考
	該当なし										
合計					0						0

(注1) 本表は、平成18年度に締結した支出原因契約であって随意契約(予定価格が少額である場合(予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第99条第二号、第三号、第四号又は第七号の金額を超えないもの)を除く。)のうち、「同一所管公益法人等」(「特殊法人等」、「独立行政法人」、「当該独立行政法人の主務省と同一の所管に属する公益法人」及び「再就職者がいる民間法人」をいう。)との契約を記載する。なお、特殊法人等とは、特殊法人又は認可法人を指し、独立行政法人等とは、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人又は国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項及び第3項に規定する法人を指す。

(注2) 単価契約の場合は、契約金額欄に調達総額を記載し、備考欄に単価契約である旨及び単価を記載する。

(注3) 随意契約によることとした理由は、説明責任を十分に果たせるよう具体的かつ詳細に記載すること。

(注4) 契約種類は、競争性のない随意契約については「随意契約」、企画競争又は公募による随意契約については「企画競争・公募」と記載すること。

(注5) 見直しの結果は、「問題あり」、「見直しの余地あり」又は「その他」に分類すること

(注6) 講ずる措置は、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」、「競争入札に移行」、「企画競争を実施」、「公募を実施」又は「随意契約によらざるを得ないもの」に分類し、( )で移行時期等を補足すること。ただし、見直すことは決まっているが現段階で確定的に記載できない場合は、「競争入札若しくは企画競争に移行」等の記載とすることができる。なお、平成18年度に不落・不調随意契約であったものについては、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」に該当する場合を除き、「競争入札に移行」に分類すること。

(注7) 「類型区分」欄には、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1~12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。

- ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
- ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
- ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
- ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
- ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
- ・その他、1から17並びに19及び20の類型区分に分類できないものについては「18」
- ・見直し後においても、なお、国において定める随意契約の限度額を超える契約で法人の定める限度額を下回る契約とする場合については「19」
- ・見直し後においても、なお、包括条項(バスケットクローズ)に該当する契約とする場合については「20」

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況  
【その他の者との契約】

(法人名：独立行政法人酒類総合研究所)

件数	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、 機関及び種別又は物品役 務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並 びにその所属する部署 の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約 種類	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型 区分	備考
1	(株) ヒロセイ	純水・超純水装置保守	(独)酒類総合研究所 理事長 平松順一	平成18年4月1日 (平成18年3月5日)	2,452,443	随意 契約	改正前の契約事務取扱要領により 随意契約とすることができる金額 以下のため(改正前契約事務取扱 要領第20条第1項1号)	見直の余地あり	競争入札に移行(価格競争) (19年度契約から)		
2	エスベックエンジ アリング(株)	H18年度 ファイトロ ン保守点検	(独)酒類総合研究所 理事長 平松順一	平成18年4月1日 (平成18年3月10日)	4,285,306	随意 契約	当該設備を製造、設置したエ スベック(株)は、関連会社であるエ スベックエンジニアリング(株)に当該 設備の保守点検を行わせており、 他社による保守は不可能であるた め。(会計規定第35条第4項)	見直の余地あり	競争入札に移行(価格競争) (19年度契約から)		
3	(株)マイティネット	H18年度 ファイ アウォールレンタル及び運 用管理	(独)酒類総合研究所 理事長 平松順一	平成18年4月1日 (平成18年3月23日)	1,134,000	随意 契約	改正前の契約事務取扱要領により 随意契約とすることができる金額 以下のため(改正前契約事務取扱 要領第20条第1項1号)	見直の余地あり	競争入札に移行(価格競争) (19年度契約から)		
4	(株)千代田テクノ	H18年度 R I 施設作業 環境測定	(独)酒類総合研究所 理事長 平松順一	平成18年4月1日 (平成18年3月31日)	1,423,800	随意 契約	改正前の契約事務取扱要領により 随意契約とすることができる金額 以下のため(改正前契約事務取扱 要領第20条第1項1号)	見直の余地あり	競争入札に移行(価格競争) (19年度契約から)		
5	三幸企業(株)	H18年度 清掃業務(東 京)	(独)酒類総合研究所 理事長 平松順一	平成18年4月1日 (平成18年3月31日)	1,575,000	随意 契約	改正前の契約事務取扱要領により 随意契約とすることができる金額 以下のため(改正前契約事務取扱 要領第20条第1項1号)	見直の余地あり	競争入札に移行(価格競争) (19年度契約から)		
6	広島和光(株)	H18年度 全自動細胞解 析装置保守	(独)酒類総合研究所 理事長 平松順一	平成18年4月1日 (平成18年3月31日)	1,470,000	随意 契約	改正前の契約事務取扱要領により 随意契約とすることができる金額 以下のため(改正前契約事務取扱 要領第20条第1項1号)	見直の余地あり	競争入札に移行(価格競争) (19年度契約から)		
7	S E Cエレベータ(株)	H18年度 昇降機保守	(独)酒類総合研究所 理事長 平松順一	平成18年4月1日 (平成18年3月31日)	1,738,800	随意 契約	改正前の契約事務取扱要領により 随意契約とすることができる金額 以下のため(改正前契約事務取扱 要領第20条第1項1号)	見直の余地あり	競争入札に移行(価格競争) (19年度契約から)		
8	(株)クリタス	H18年度 排水処理施設 維持管理	(独)酒類総合研究所 理事長 平松順一	平成18年4月1日 (平成18年3月31日)	4,453,050	随意 契約	排水は近隣住民の生活にも直接 影響すること、及び下水道法等の 立入検査により異常が認められた 場合には行政処分を受け場合に よっては業務停止となる可能性も あることから、信頼と実績のある 業者と契約する必要があり、当所 竣工以来継続して同業務を委託し ている(株)クリタスが適当と認めら れたため。(会計規定第35条第4 項)	見直の余地あり	競争入札に移行(価格競争) (19年度契約から)		
9	日本カルミック(株)	H18年度 トイレ便器薬 剤供給装置維持管理業務	(独)酒類総合研究所 理事長 平松順一	平成18年4月1日 (平成18年3月31日)	1,008,000	随意 契約	改正前の契約事務取扱要領により 随意契約とすることができる金額 以下のため(改正前契約事務取扱 要領第20条第1項1号)	見直の余地あり	競争入札に移行(価格競争) (19年度契約から)		
10	(株)ヒューマックス	H18年度 水田管理	(独)酒類総合研究所 理事長 平松順一	平成18年4月1日 (平成18年3月31日)	2,138,850	随意 契約	改正前の契約事務取扱要領により 随意契約とすることができる金額 以下のため(改正前契約事務取扱 要領第20条第1項1号)	見直の余地あり	競争入札に移行(価格競争) (19年度契約から)		
11	(株)ヒューマックス	H18年度 ブドウ圃場の 管理	(独)酒類総合研究所 理事長 平松順一	平成18年4月1日 (平成18年3月31日)	1,164,240	随意 契約	改正前の契約事務取扱要領により 随意契約とすることができる金額 以下のため(改正前契約事務取扱 要領第20条第1項1号)	見直の余地あり	競争入札に移行(価格競争) (19年度契約から)		
12	(株)ヒューマックス	H18年度 圃場維持管理 業務(サツマイモ栽培)	(独)酒類総合研究所 理事長 平松順一	平成18年4月1日 (平成18年3月31日)	1,121,400	随意 契約	改正前の契約事務取扱要領により 随意契約とすることができる金額 以下のため(改正前契約事務取扱 要領第20条第1項1号)	見直の余地あり	競争入札に移行(価格競争) (19年度契約から)		

件数	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、 機関及び種別又は物品役 務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並 びにその所属する部局 の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位:円)	契約 種類	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型 区分	備考
13	山武ビルシステム(株)	H18年度 空調用自動制御機器及び中央監視装置保守点検	(独)酒類総合研究所 理事長 平松順一	平成18年4月1日 (平成18年3月31日)	1,388,730	随意契約	改正前の契約事務取扱要領により随意契約とすることができる金額以下のため(改正前契約事務取扱要領第20条第1項1号)	見直の余地あり	競争入札に移行(価格競争) (19年度契約から)		
14	山本薬品(株)	H18年度 Ultraflex保守	(独)酒類総合研究所 理事長 平松順一	平成18年4月1日 (平成18年3月31日)	1,890,000	随意契約	改正前の契約事務取扱要領により随意契約とすることができる金額以下のため(改正前契約事務取扱要領第20条第1項1号)	見直の余地あり	競争入札に移行(価格競争) (19年度契約から)		
15	大塚器械(株) 西条支店	H18年度 DNAシーケンサ保守	(独)酒類総合研究所 理事長 平松順一	平成18年4月1日 (平成18年3月31日)	2,173,500	随意契約	改正前の契約事務取扱要領により随意契約とすることができる金額以下のため(改正前契約事務取扱要領第20条第1項1号)	見直の余地あり	競争入札に移行(価格競争) (19年度契約から)		
16	新川電機(株)	H18年度 GERSTEL-GC/MS保守点検業務	(独)酒類総合研究所 理事長 平松順一	平成18年4月1日	1,575,000	随意契約	改正前の契約事務取扱要領により随意契約とすることができる金額以下のため(改正前契約事務取扱要領第20条第1項1号)	見直の余地あり	競争入札に移行(価格競争) (19年度契約から)		
17	新川電機(株)	H18年度 PFPD保守点検業務	(独)酒類総合研究所 理事長 平松順一	平成18年4月1日	1,189,650	随意契約	改正前の契約事務取扱要領により随意契約とすることができる金額以下のため(改正前契約事務取扱要領第20条第1項1号)	見直の余地あり	競争入札に移行(価格競争) (19年度契約から)		
18	日立計測機サービス(株)	H18年度 電子顕微鏡保守	(独)酒類総合研究所 理事長 平松順一	平成18年4月1日	1,312,500	随意契約	改正前の契約事務取扱要領により随意契約とすることができる金額以下のため(改正前契約事務取扱要領第20条第1項1号)	見直の余地あり	競争入札に移行(価格競争) (19年度契約から)		
19	機総合広告社	平成17酒造年度全国新酒鑑評会一般公開運営委託業務	(独)酒類総合研究所 理事長 平松順一	平成18年4月10日	2,700,000	随意契約	改正前の契約事務取扱要領により随意契約とすることができる金額以下のため(改正前契約事務取扱要領第20条第1項1号)	見直の余地あり	競争入札に移行(価格競争) (19年度契約から)		
20	株式会社 ヒロセイ	接触型レーザー血流計一式	(独)酒類総合研究所 理事長 平松順一	平成18年6月14日	1,715,175	随意契約	改正前の契約事務取扱要領により随意契約とすることができる金額以下のため(改正前契約事務取扱要領第20条第1項1号)	見直の余地あり	競争入札に移行(価格競争) (19年度契約から)		
21	あずさ監査法人	平成18年度 会計監査委託契約 後期	(独)酒類総合研究所 理事長 平松順一	平成18年7月11日	1,085,001	随意契約	改正前の契約事務取扱要領により随意契約とすることができる金額以下のため(改正前契約事務取扱要領第20条第1項1号)	見直の余地あり	競争入札に移行(価格競争) (19年度契約から)		
22	あずさ監査法人	平成18年度 会計監査委託契約	(独)酒類総合研究所 理事長 平松順一	平成18年7月11日	1,084,999	随意契約	改正前の契約事務取扱要領により随意契約とすることができる金額以下のため(改正前契約事務取扱要領第20条第1項1号)	見直の余地あり	競争入札に移行(価格競争) (19年度契約から)		
23	日本診断設計(株)	酒造棟補修工事設計業務	(独)酒類総合研究所 理事長 平松順一	平成18年8月2日	1,365,000	随意契約	改正前の契約事務取扱要領により随意契約とすることができる金額以下のため(改正前契約事務取扱要領第20条第1項1号)	見直の余地あり	競争入札に移行(価格競争) (19年度契約から)		
24	ホンザキ中国(株)	厨房器具設備	(独)酒類総合研究所 理事長 平松順一	平成18年9月4日	1,717,800	随意契約	改正前の契約事務取扱要領により随意契約とすることができる金額以下のため(改正前契約事務取扱要領第20条第1項1号)	見直の余地あり	競争入札に移行(価格競争) (19年度契約から)		
25	IGN中国(株)	ガス漏れ警報装置取替作業	(独)酒類総合研究所 理事長 平松順一	平成18年9月12日	1,050,000	随意契約	改正前の契約事務取扱要領により随意契約とすることができる金額以下のため(改正前契約事務取扱要領第20条第1項1号)	見直の余地あり	競争入札に移行(価格競争) (19年度契約から)		
26	機ジェイサイエンス中国	質量分析計 Focus DSQ年間保守契約	(独)酒類総合研究所 理事長 平松順一	平成18年9月12日	1,102,500	随意契約	改正前の契約事務取扱要領により随意契約とすることができる金額以下のため(改正前契約事務取扱要領第20条第1項1号)	見直の余地あり	競争入札に移行(価格競争) (19年度契約から)		
27	機山武ビルシステムカンパニー	空調用自動制御機器取替修繕	(独)酒類総合研究所 理事長 平松順一	平成18年9月20日	1,995,000	随意契約	改正前の契約事務取扱要領により随意契約とすることができる金額以下のため(改正前契約事務取扱要領第20条第1項1号)	見直の余地あり	競争入札に移行(価格競争) (19年度契約から)		

件数	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、 機関及び種別又は物品役 務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並 びにその所属する部局 の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約 種類	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型 区分	備考
28	㈱クリタス	洗米排水・中和処理設備 修繕工事	(独)酒類総合研究所 理事長 平松順一	平成18年9月29日	2,520,000	随意 契約	改正前の契約事務取扱要領により 随意契約とすることができる金額 以下のため(改正前契約事務取扱 要領第20条第1項1号)	見直の余地あり	競争入札に移行(価格競争) (19年度契約から)		
29	(医)社団井野口病院	健康診断料(職員、非常 勤職員分)	(独)酒類総合研究所 理事長 平松順一	平成18年10月1日	1,005,540	随意 契約	改正前の契約事務取扱要領により 随意契約とすることができる金額 以下のため(改正前契約事務取扱 要領第20条第1項1号)	見直の余地あり	競争入札に移行(価格競争) (準備期間を経たのち20年度契約から)		
30	小川精機㈱	密度比重計 DA-510	(独)酒類総合研究所 理事長 平松順一	平成18年10月11日	1,995,000	随意 契約	改正前の契約事務取扱要領により 随意契約とすることができる金額 以下のため(改正前契約事務取扱 要領第20条第1項1号)	見直の余地あり	競争入札に移行(価格競争) (19年度契約から)		
31	山本薬品㈱	イメージングシステム ProEPRESS I内蔵カメラ 修理	(独)酒類総合研究所 理事長 平松順一	平成18年10月18日	1,099,999	随意 契約	改正前の契約事務取扱要領により 随意契約とすることができる金額 以下のため(改正前契約事務取扱 要領第20条第1項1号)	見直の余地あり	競争入札に移行(価格競争) (19年度契約から)		
32	藪田商事㈱	藪田式ろ過圧搾機66DS- 30改造	(独)酒類総合研究所 理事長 平松順一	平成18年10月27日	2,992,500	随意 契約	改正前の契約事務取扱要領により 随意契約とすることができる金額 以下のため(改正前契約事務取扱 要領第20条第1項1号)	見直の余地あり	競争入札に移行(価格競争) (19年度契約から)		
33	VLB「ベルリン醸造試 験教育機関」	海外ビール研修受講料	(独)酒類総合研究所 理事長 平松順一	平成18年12月8日	1,531,233	随意 契約	相手方は、当所が必要とする目的 趣旨に最も合致した内容のビール 講習を行っており、競争を許さな いため(会計規定第35条第4項)	見直の余地あり	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの (18年度限りのもの)		
34	(社)日本アイソト プ協会	R I廃棄物臨時集荷作業	(独)酒類総合研究所 理事長 平松順一	平成19年2月20日	1,317,267	随意 契約	本業務は「放射線同位体元素等 による放射線障害の防止に関する法 律」により廃棄の業の許可を受け た機関でなければ行うことができ ず、相手方が本業務を行うことが できる唯一の機関であるため。 (会計規定第35条第4項)	見直の余地あり	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの (18年度限りのもの)		
35	東京電力㈱	電気供給業務 (東京事務所)	(独)酒類総合研究所 理事長 平松順一	平成18年4月1日	2,816,948	随意 契約	改正前の契約事務取扱要領により 随意契約とすることができる金額 以下のため(改正前契約事務取扱 要領第20条第1項1号)	見直の余地あり	競争入札に移行(価格競争) (20年度契約から)		
36	東広島市水道局	上下水道供給業務 (広島事務所)	(独)酒類総合研究所 理事長 平松順一	平成18年4月1日	5,380,398	随意 契約	水道の供給で、供給元が相手方 のみであるため。	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
37	東京都水道局	上下水道供給業務 (東京事務所)	(独)酒類総合研究所 理事長 平松順一	平成18年4月1日	1,836,801	随意 契約	水道の供給で、供給元が相手方 のみであるため。	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
38	広島ガスプロパン㈱	ガス供給業務 (広島事務所)	(独)酒類総合研究所 理事長 平松順一	平成18年4月1日	9,971,372	随意 契約	ガスの供給で、供給元が相手方 のみであるため。	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
39	日本郵政公社	後納付郵便	(独)酒類総合研究所 理事長 平松順一	平成18年4月1日	1,011,400	随意 契約	郵便(信書)に係る料金を後納す るもので、供給元が相手方のみ であるため。	その他	随意契約によらざるを得ないもの	9	
合計					80,788,202						0

件数	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、 機関及び種別又は物品役 務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並 びにその所属する部署 の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約 種類	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型 区分	備考
----	-----------------------	---	--------------------------------------	----------	----------------	----------	--------------------------------	--------	-------	----------	----

(注1) 本表は、平成18年度に締結した支出原因契約であって随意契約(予定価格が少額である場合(予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第99条第二号、第三号、第四号又は第七号の金額を超えないもの)を除く。)のうち、「特殊法人等」、「独立行政法人」、「当該独立行政法人の主務省と同一の所管に属する公益法人」及び「再就職者がいる民間法人」以外の者(その他の公益法人、民間法人等)との契約を記載する。  
なお、特殊法人等とは、特殊法人又は認可法人を指し、独立行政法人等とは、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人又は国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項及び第3項に規定する法人を指す。

(注2) 単価契約の場合は、契約金額欄に調達総額を記載し、備考欄に単価契約である旨及び単価を記載する。

(注3) 随意契約によることとした理由は、説明責任を十分に果たせるよう具体的かつ詳細に記載すること。

(注4) 契約種類は、競争性のない随意契約については「随意契約」、企画競争又は公募による随意契約については「企画競争・公募」と記載すること。

(注5) 見直しの結果は、「問題あり」、「見直しの余地あり」又は「その他」に分類すること。

(注6) 講ずる措置は、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」、「競争入札に移行」、「企画競争を実施」、「公募を実施」又は「随意契約によらざるを得ないもの」に分類し、( )で移行時期等を補足すること。ただし、見直すことは決まっているが現段階で確定的に記載できない場合は、「競争入札若しくは企画競争に移行」等の記載とすることができる。

なお、平成18年度に不落・不調随意契約であったものについては、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」に該当する場合を除き、「競争入札に移行」に分類すること。

(注7) 「類型区分」欄には、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1~12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。

- ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
- ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
- ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
- ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
- ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
- ・その他、1から17並びに19及び20の類型区分に分類できないものについては「18」
- ・見直し後においても、なお、国において定める随意契約の限度額を超える契約で法人の定める限度額を下回る契約とする場合については「19」
- ・見直し後においても、なお、包括条項(バスケットクローズ)に該当する契約とする場合については「20」

随意契約事由別 類型早見表

随 意 契 約 事 由		類型 区分
<p>≪競争性のない随意契約によらざるを得ない場合≫</p>		
<p><b>イ 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの</b></p>		
(イ)法令の規定により契約の相手方が一に定められているもの		1
(ロ)条約等の国際的取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの		2
(ハ)閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの		3
(ニ)地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの		4
<b>ロ 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)</b>		5
<b>ハ 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等</b>		6
<p><b>ニ その他</b></p>		
(イ)防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等		7
(ロ)電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)		8
(ハ)郵便に関する料金(信書に係るものであって料金を後納するもの。)		9
(ニ)再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入		10
(ホ)美術館等における美術品及び工芸品等の購入		11
(ヘ)行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの		12

(注)本表は、随意契約によらざるを得ない場合について、国の取扱いに準じて一覧性を持たせるために類型化したものである。